

滝川市 男女共同参画 推進計画

平成 30 年度 ▶ 平成 34 年度



平成30年2月
滝 川 市

1. 計画の策定にあたって

滝川市では、昭和58年の53,121人をピークに人口が減少するとともに、少子高齢化が進み、「働き手」となる生産年齢人口も減少し続けています。自治体としての機能を維持し存続していくため、また、企業等が事業を継続するためには、働き手となる女性が活躍できる環境づくりが不可欠といえます。

平成27年9月、国は男女共同参画の積極的改善（ポジティブ・アクション）を目的に、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）を施行し、事業主に対して女性の活躍に関する状況の把握や課題の分析、情報公表の義務付けを規定するなど、男女共同参画の方向は、男女共同参画の認知度向上から課題解決へと次のステップに進み始めています。

滝川市では、平成25年3月に男女共同参画社会の実現に向けて取り組む施策の基本的な考えや方向を示した「滝川市男女共同参画計画（平成25年度～平成34年度）」を策定するとともに、前期5年間で重点的に取り組む事業をまとめた「滝川市男女共同参画推進計画（平成25年度～平成29年度）」を策定し、さまざまな施策に取り組んできました。

後期5年間をスタートするにあたり、前期推進計画の進捗状況を点検し、男女共同参画に関する解決すべき課題などを洗い出すとともに、国の取り組みを反映させた「滝川市男女共同参画推進計画（平成30年度～平成34年度）」を策定しました。

この後期推進計画は、男女が互いにその人権を尊重し、自らの意思によりあらゆる分野での活動に参加し、男女が平等に利益を享受するとともに、共に責任を担うとする男女共同参画社会の実現と、更なる女性活躍を目指してより一層の取り組みを進めていくものです。

2. 計画の位置づけ

この後期推進計画は、平成 25 年 3 月に策定した「滝川市男女共同参画計画（平成 25 年度～平成 34 年度）」の後期 5 年間で重点的に取り組む事業をまとめたものです。

なお、「滝川市子ども・子育て支援事業計画」（平成 27 年 3 月策定）や「健康たきかわ 21 後期アクションプラン」（平成 30 年 3 月策定予定）など、関連計画との整合を図っています。

3. 計画の背景

前期推進計画の評価や国の動向、市民アンケート調査等の結果を踏まえ、後期推進計画を策定しました。

①前期推進計画の評価

平成 25 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの前期推進計画において、達成できたものや、継続して取り組みが必要なものなどを精査しました。

②国の動向

平成 25 年 4 月 1 日以降の国の動向を反映しました。

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行（平成 27 年 9 月）

○第 4 次男女共同参画基本計画策定（平成 27 年 12 月）

③市民アンケート

「滝川市女性活躍推進センター（仮称）実現可能性調査」（平成 29 年 3 月）から現状や課題等を把握しました。

4. 計画期間

平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日までの 5 年間とします。

5. 後期 5 年間の重点的な取り組み

後期 5 年間は、重点的に太枠部分の基本理念に係る施策を推進し、その他については継続して施策を進めます。

目 標	基 本 理 念
I 男女共同参画社会の実現 に向けて	1. 男女共同参画の啓発の推進
	2. 男女共同の視点に立った教育の推進
II あらゆる分野への男女共 同参画の促進	1. 政策・方針決定過程などへの女性の参画の拡大
	2. 男女の職業生活と家庭生活の両立の支援
	3. 就労等における男女共同の確保
	4. 地域社会における男女共同参画の促進
III 生涯にわたる健康・福祉 環境の整備	1. 生涯学習の推進
	2. 健康づくりの推進
	3. 高齢者などが安心して暮らせる環境の整備
	4. 相談・支援機能の充実
IV 総合的な推進体制の整備	1. 市民との協働による計画の推進
	2. 庁内推進体制の充実

6. 具体的な取り組み

基本理念を実現するために4本の柱を立て、具体的な取り組みを進めます。

.....

1

男女ともに人権が尊重される環境づくり

基本理念／☐男女共同の視点に立った教育の推進

☐相談・支援機能の充実

- (1) 人権を尊重する教育の推進 (2) DVの予防と根絶
(3) 性別に関わる問題の解決
-

2

あらゆる分野での女性活躍の推進

基本理念／☐政策・方針決定過程などへの女性の参画の拡大

☐地域社会における男女共同参画の促進

- (1) 慣習的な性別役割分担意識の是正 (2) 役職等への女性登用の促進
(3) 防災活動における男女共同参画の促進
-

3

男女ともにいきいきと働くことのできる環境づくり

基本理念／☐男女の職業生活と家庭生活の両立の支援

☐就労等の場における男女共同の確保

- (1) ワーク・ライフ・バランスの推進 (2) 男女の均等な雇用機会と待遇の確保
(3) 働き続けられる雇用環境の整備 (4) 育児・介護の支援体制の充実
-

4

生涯を通じた男女の心と体の健康づくり

基本理念／☐健康づくりの推進

- (1) 健康づくりの推進 (2) 母子保健の充実
-

1 男女ともに人権が尊重される環境づくり

男女共同参画社会は、個人の尊重、男女平等の理念の実現を前提に、性別による差別的扱いや性に起因する暴力が根絶され、男女が社会のあらゆる分野で自立し、自分の存在に誇りを持つことができると同時に、ひとりの人間として敬意が払われる社会です。

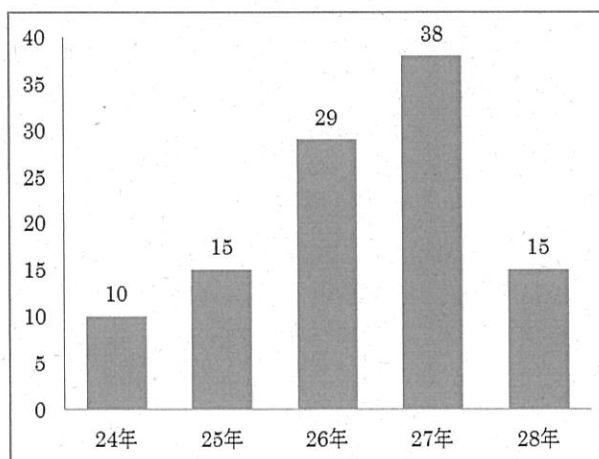
子どものころから男女共同参画の意識向上を図るため、学校教育において発達段階に応じて人権の尊重や男女平等に関する教育に取り組みます。

精神的・肉体的に、特に配偶者間で行われる暴力（DV＝ドメスティック・バイオレンス）は、慣習的な男性優位の社会構造から、「男性は女性を支配するもの」という考え方が根付いていることが影響していると言われています。特に、家庭内で行われることが多いことから潜在化しやすく、深刻な状況に追い込まれることが多くみられます。

暴力とともに、性別や性自認及び性的指向を理由とする差別や偏見は、人権を著しく侵害するものであり、その解消に向けて理解を深めることが必要です。

女性が安全に安心して生活するためにDVやセクシャル・ハラスメントなどの根絶と未然防止に向けた取り組みを進めるとともに、LGBTなど性的少数者の方々に対する正しい知識と理解を深めるための啓発を行います。

【滝川市における DV 被害相談状況】



(1) 人権を尊重する教育の推進

①道徳教育の推進／教育総務課

豊かな人間性や生命を尊重する心を育み、人権尊重・男女平等の視点を持つことができるよう、道徳教育を推進します。

②発達段階に応じた性に関する指導の実施／教育総務課

児童生徒が発達段階に応じて、性に関する正しい知識を身に付け、生命の大切さや相手を思いやる望ましい人間関係を構築するなど、自覚と責任を持った行動がとれるよう、性に関する指導に取り組みます。

(2) DVの予防と根絶

①DVの根絶に関する啓発／くらし支援課

DVは重大な人権侵害であるとの認識を市民に周知し、その予防と根絶に向けた意識啓発のため、DVに関する展示や資料配布などに取り組みます。

②DVに関する相談スキルの向上／くらし支援課

DV被害者及び加害者に対して、適切な情報提供及び支援・指導が行えるよう、市担当職員が積極的に研修に参加し、スキルの向上を図ります。

③一時保護の実施／くらし支援課

DV被害者の一時保護については、関係機関と連携し実施します。

緊急な一時保護が必要な場合については、DV被害者の安全に配慮しながら、警察と連携し対応します。

④市営住宅入居の配慮／建築住宅課

市営住宅の入居については、DV被害者に対して配慮します。

⑤子どもの安全確保／子育て応援課

DVのあった家庭の子どもについて、安全が確保できないと判断される場合は、児童相談所と連携し、一時保護を行うなど適切な対応を行います。

(3) 性別に関わる問題の解決

①市役所におけるセクシャル・ハラスメント防止対策／総務課

職場におけるセクシャル・ハラスメントの防止及び排除のため、「職場におけるセクシャル・ハラスメントの防止に関する要綱」に基づき適切に対応します。

②事業所におけるセクシャル・ハラスメント防止の啓発／くらし支援課

事業所に対し、セクシャル・ハラスメントの防止及び排除の意識を高めるため、啓発に取り組みます。

③性的少数者の方々への理解の促進／くらし支援課

LGBTなど性的少数者に対する差別や偏見をなくすための啓発活動を行い、性的少数者の生きづらさの解消に取り組みます。

2 あらゆる分野での女性活躍の推進

男女ともに、あらゆる分野で活躍できるよう「男性は仕事・女性は家庭」あるいは「家事・育児・介護は女性の役割」など、固定的な性別役割分担が当たり前であるとする慣習を是正し、男性が家事・育児・介護に積極的に参加するよう働きかけます。

また、政策あるいは方針の立案や決定に、男女が共に参画する機会の確保は、あらゆる分野において、男女が平等に利益を享受することができるとともに責任を担うとする男女共同参画社会の基盤となるものです。立案や決定に関わる各種審議会等の役職に女性を登用し、性別に偏ることなく意見が反映される環境づくりに取り組みます。

東日本大震災を含む大規模な災害の経験から、市民の防災意識の醸成は不可欠であることがわかりました。その計画策定や災害時の対応に、女性の視点・活躍が期待されています。防災を含む地域活動においても、男女が共に参画し、地域の活性化や課題解決に取り組む機運を高めます。

(1) 慣習的な性別役割分担意識の是正

①男女共同参画に関する普及啓発／くらし支援課

男女の性別における固定的な役割分担意識を是正し、男性の家事・育児・介護など家庭生活への参画を促進するとともに、女性が企業や地域で活躍できるよう啓発活動や学習機会の提供・支援に取り組みます。

②家事・育児・介護に関する講座への男性参加の推進／くらし支援課

これまで女性の役割とされてきた家事・育児・介護に関する講座に、男性が積極的に参加するよう働きかけます。

(2) 役職等への女性登用の促進

①各種審議会等委員への女性登用の促進／総務課

各種審議会等における女性委員割合の目標値（現行35%）を定め、全庁的に推進します。

②市役所における特定事業主行動計画に沿った着実な取り組み／総務課

女性職員の活躍を推進するため、女性活躍推進法並びに次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画の各項目に取り組み、その実施状況・数値目標の達成状況について、定期的に点検・評価を行います。

③市役所における役職等への女性登用の促進／総務課

職務に対する能力や意欲による女性職員の役職等への登用に取り組みます。

④市役所における女性職員の研修機会の充実／総務課

女性職員がキャリアを積むうえで必要な能力を身に付けられるよう、研修の機会を提供し、女性職員のキャリア向上に取り組みます。

⑤地域における役職等への女性登用にに向けた啓発／くらし支援課

地域活動における方針の決定や運営に女性の意見が反映されるよう、町内会などさまざまな地域活動において、女性の役職等の登用を進めるよう働きかけます。

⑥事業所における役職等への女性登用にに向けた啓発／くらし支援課・産業振興課

事業所における方針の立案・決定や運営に女性の意見が反映されるよう、女性の役職等の登用を進めるよう働きかけます。

(3) 防災活動における男女共同参画の促進

①防災活動における男女共同参画の促進／総務課防災危機対策室

地域防災計画など政策や方針の決定のほか、防災活動において女性が活躍できるよう、防災に関する取り組みに女性の参画を積極的に推進します。

②女性に配慮した災害時体制の整備／総務課防災危機対策室

避難所において、女性や子育て家庭のニーズに配慮した物資を整備するとともに、プライバシーの確保など安全安心な設営・運営に対策を講じます。

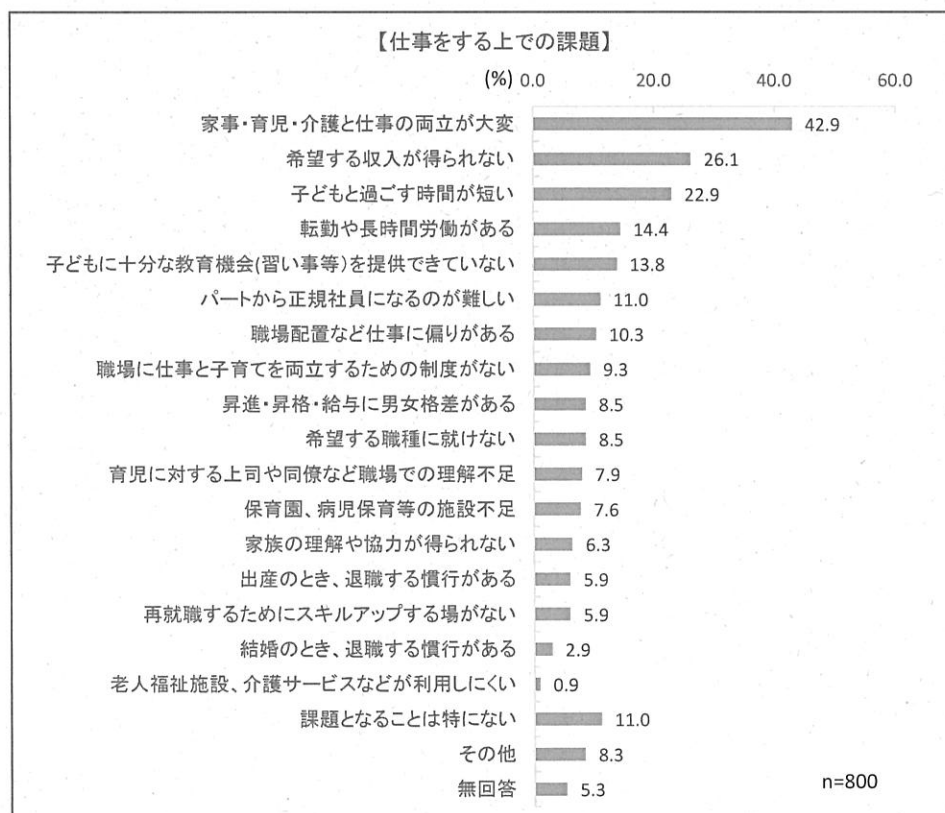
3 男女ともにいきいきと働くことのできる環境づくり

労働力人口の増加や優秀な人材の確保、また、女性ならではの視点による新たな製品の創出やプロセスの創造による経済成長等、就労等の場での女性の活躍による活力向上が期待されています。また、少子化の観点からみると、女性の就業率が高い国は出生率が高い傾向にあり、女性の活躍推進が人口減少の抑制につながる可能性があります。このようなことから、女性が職場で活躍できるよう、働きやすく、また子育てや介護支援が整ったまちづくりを進めることで、女性の流出に歯止めをかけることが重要です。

併せて、誰もがやりがいや充実感を感じながら働くとともに、個人の時間を持てる健康で豊かな生活を送るために、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の積極的な取り組みが不可欠と言えます。

平成28年8月に市が実施した「女性の働き方や子育て等に関する意識調査」（滝川市女性活躍推進センター（仮称）実現可能性調査にて実施）において、最も多い不安や悩みは、現在仕事を持つ女性、そしてこれから再就職を考えている女性共に、「家事・育児・介護と仕事の両立が大変」であることがわかりました。

これらの背景をもとに、職場において働き方を見直し、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた意識改革や機運の醸成を進めるとともに、育児や介護に係る支援サービスの充実に取り組みます。



(資料：「滝川市女性の働き方や子育て等に関する意識調査」より作成)

(1) ワーク・ライフ・バランスの推進

①市役所におけるワーク・ライフ・バランスの推進／総務課

家庭生活の充実や心身の健康維持のため、特定事業主行動計画に基づき、市役所全体で業務の進め方や働き方を見直し、超過勤務の縮減や計画的な年次有給休暇の取得を促進します。

②事業所におけるワーク・ライフ・バランスの推進／くらし支援課・産業振興課

仕事と家庭の両立支援や柔軟な働き方の促進、業務の効率化や長時間労働の是正など、事業所が積極的にワーク・ライフ・バランスの推進に取り組むよう働きかけます。

③ワーク・ライフ・バランスに関する啓発／くらし支援課

一人ひとりが、自らの仕事と生活の調和の在り方を考え、家庭や地域のなかで積極的な役割を果たすとする、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた機運を高めるため、啓発に取り組みます。

(2) 男女の均等な雇用機会と待遇の確保

①男女雇用機会均等の推進／産業振興課

男女雇用機会均等法や労働基準法に基づく働く女性の母性保護規定など関係する法や制度について、国及び関係機関が提供する情報を活用し、周知を図ります。

②休業・退職女性への再就職の支援／産業振興課

結婚や出産で退職した女性の就業機会を拡大するため、市役所1階市民ロビーへのパンフレットの配架など、ハローワークが発行する最新の求人情報を市民に提供します。

③職業訓練情報の提供／産業振興課

就労に必要な資格や技能の取得など職業能力開発や就職支援を推進するため、地域の職業訓練施設等の情報提供に努めます。

(3) 働き続けられる雇用環境の整備

①雇用環境整備への支援／産業振興課

「フルタイムではなく、希望に合う就業時間」、「育児休業を取りやすく、職場復帰をしやすい環境」、「短時間勤務制度やフレックスタイム制度」など、働き方の希望に配慮した勤務時間制度の充実や労働時間の短縮を推進し、働き続けられる環境づくりを促進します。

②パートタイム労働者等への支援／産業振興課

パートタイム労働や派遣労働に就労する女性の低賃金、不安定な身分等に関わる法律や制度、また、労働問題に対する相談、問い合わせ等を行う関係機関について、情報提供を行います。

(4) 育児・介護の支援体制の充実

①市役所における男性職員の育児参加休暇等の取得／総務課

配偶者出産の休暇や育児参加休暇の利用が可能な男性職員の取得割合を、平成31年度までに100%にするとともに、取得しやすい環境づくりに取り組みます。

②多様な保育サービスの充実／子育て応援課

就労しながら安心して子育てに専念できるよう、保護者の就労時間や産後等の職場復帰に考慮した保育サービスを提供し、子育て家庭の支援を強化・充実します。

③ファミリーサポートセンターの推進／子育て応援課

地域で子育てのサポートを受けたい人で行いたい人が、会員となり支え合うファミリーサポートセンターを引き続き実施し、早朝・夜間等の緊急時やひとり親家庭の子育て支援に地域力を積極的に活用します。

④放課後等の子どもたちの居場所づくり／子育て応援課

地域において留守家庭となる子どもが、安全安心に過ごせるよう、放課後子どもプラン（放課後児童クラブ・放課後子ども教室事業）の充実に取り組みます。

⑤介護予防・生活支援サービスの充実／介護福祉課

要介護・要支援状態となることを予防して地域活動への参加を促進するため、介護予防普及啓発事業の開催や健康状態の把握を行い、介護予防に取り組むとともに、介護予防ケアマネジメントに基づく訪問型サービス、通所型サービス、生活支援サービスの提供など、地域の実情に応じた多様なサービスの充実を図ります。

⑥家族介護者への支援の充実／介護福祉課

高齢者の介護に携わる家族の心身の健康保持・増進、家族介護者同士の相談支援及び経済的負担の軽減を図るため、介護者サロンの実施や介護用品の支給など、家族介護者への支援を行います。

⑦育児・介護に関わる相談窓口の整備／子育て応援課・健康づくり課・介護福祉課

妊娠期から子育て期に至るまでのさまざまな要望に対して、総合的相談をワンストップで行う子育て世代包括支援センター機能を整備します。

地域包括支援センターにおいて、高齢者やその家族に対する総合相談に応ずるとともに、福祉や介護の制度の紹介や手続きを支援します。

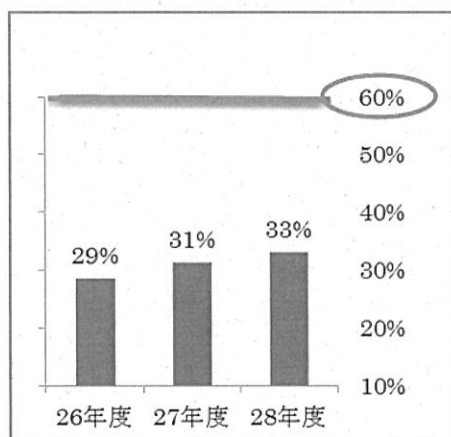
4 生涯を通じた男女の心と体の健康づくり

男女共に、心も体も健康な生活を送るとともに、それぞれが身体の特徴を理解し、互いに思いやりを持つことは、男女共同参画社会を形成するための基礎と言えます。

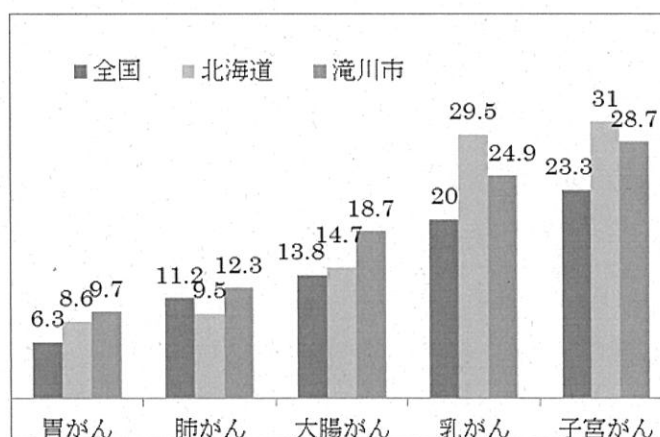
本市においては、生活習慣病の有所見率は高い状況にあり、更に、今後の高齢者の増加に伴い、有病者数の増加が予測されます。また、がん検診の受診率は依然として低い状況にあります。健康増進や生活習慣病の予防など男女共に自身の健康に関心を持ち、さまざまな健康増進事業の実施や積極的な健診を奨励するとともに、受動喫煙防止や心の健康づくりに関わる取り組みを進めます。

妊娠・出産及び女性特有の病気など、女性のライフステージにあった健康管理が必要です。妊娠から出産まで一貫した母子保健サービスを充実するなど、生涯を通じた女性の健康保持を支援します。

【特定健診受診率】



【がん検診受診率】



【特定健診受診率】

国民健康保険被保険者による平成28年度滝川市特定健診結果です。

特定健診受診率は増加傾向ですが、国の目標の60%にはまだ達していません。

【がん検診受診率】

平成28年度滝川市がん検診結果です。

国の目標の50%にはまだ達しておらず、乳がん・子宮がんの受診率は、北海道平均を下回っています。

(1) 健康づくりの推進

①健康づくりの推進／健康づくり課

特定健診・特定保健指導・がん検診などを受けることにより、自身の健康管理に気を配り、病気と生活習慣との関連を理解し、生活習慣の改善を自ら行えるよう支援するとともに、バスツアー健診や乳がん・大腸がんセット健診等、健診を受けやすい工夫を行います。

また、健康増進及び寝たきり予防、閉じこもりの予防のため、ヘルシーエクササイズやいきいき百歳体操の普及を推進します。

②生活習慣病予防の普及啓発／健康づくり課・社会教育課

誰もが生涯にわたり健康に暮らせるよう、生活習慣の改善を促し、健康づくりのための取り組みを支援するため、生活習慣病予防の普及啓発、発症予防や重症化予防に取り組むとともに、軽運動・スポーツなどによる健康増進を推進します。

③女性特有ながん、骨粗しょう症等の予防／健康づくり課

女性に特有ながん（子宮がん、乳がん）について、検診を行うとともに、若い世代から検診の必要性の理解を進めるため、成人式や乳幼児健康相談等さまざまな場を活用し、啓発と検診勧奨を行います。

また、骨粗しょう症を予防するために、骨粗しょう症健診の実施とともに、生活習慣の改善を行えるよう、正しい知識について普及啓発に取り組みます。

④受動喫煙防止意識の向上／健康づくり課

妊産婦やそのパートナーの喫煙率低下、未成年の喫煙防止、受動喫煙防止のための相談、健康教育、啓発活動を推進し、たばこにより起こりうる健康問題の予防に努めます。

また、たばこをやめたい方への相談、支援を行います。

⑤心の健康づくりの推進／健康づくり課

家庭・地域・職場などでの人間関係やストレス等による様々な悩みや不安、精神疾患などについて相談を実施します。また、全産婦を対象に産後うつ質問票を配布し、産後うつ早期発見・早期支援に努めます。

誰もが自殺に追い込まれることのないよう、悩みを抱える人に気づき、話を聞きくとともに、必要な相談窓口につなげ、見守ることができる人材を地域に増やすため、

ゲートキーパー養成講座、フォロー講座を毎年実施します。

(2) 母子保健の充実

①妊娠・出産・育児に関する教育の推進／健康づくり課

安心して子どもを産み育てられるよう妊娠、出産に関する正しい知識の提供、育児のイメージづくりができるよう、赤ちゃんとのふれあいを行います。

②安全安心な出産に向けての支援／健康づくり課

母子ともに安全安心な出産を迎えるため、妊婦健診を定期的に受診することができるよう、費用の助成や受診勧奨、妊娠出産に関する相談支援を行います。

③不妊治療の支援／健康づくり課

子どもを希望する夫婦が治療を開始しやすい環境をつくるため、一般不妊治療及び不育症治療に係る費用の助成を行います。

また、不妊症、不育症に関する相談に応じます。

④妊娠期から育児までの切れ目のない支援／健康づくり課

市保健師・助産師による相談、産後訪問、産科・小児科医療機関との連携、赤ちゃん教室などの集団支援のほか、養育者の状況に合わせて妊娠期・出産・育児への切れ目のない支援を行います。

産後訪問では、全ての産婦へ質問票により丁寧な聞き取りを行い、産後の心身の状態に対応し、順調な子育ての開始を支援します。

⑤思春期保健の充実／健康づくり課

性についての正しい知識の定着と理解を深め、互いに尊重できるよう、妊娠、出産、育児やHIV/エイズ、性感染症に関して、発達段階に応じた健康教育を学校現場と連携しながら取り組みます。

また、自身の体や心の悩み、予期せぬ妊娠等に関わる相談を、電話や面談により行います。

これらの取り組みを着実に推進し、男女の人権が尊重され、共にあらゆる分野での活躍を通じて、豊かで活力ある社会の実現を目指します。

滝川市男女共同参画推進計画（平成 30 年度～平成 34 年度）

平成 30 年（2018 年）2 月

【発行】滝川市市民生活部くらし支援課

【住所】滝川市大町 1 丁目 2 番 15 号

【電話】0 1 2 5 - 2 8 - 8 0 1 2（直通）